

第4期城陽市地域福祉計画

平成30年(2018年)3月

城 陽 市



「みんなで築く 福祉のまちづくり」をめざして

本市では、平成 24 年 3 月に「城陽市地域福祉計画～みんなで築く福祉のまちづくり～」を策定し、見守りや支援が必要な人を地域で支えるための福祉のまちづくり施策に取り組んできたところです。

新名神高速道路「大津～城陽」間は工事が着々と進み、久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業地区におきましては進出企業が順次操業を開始されており、少子高齢化・人口減少が進む中で、本市は今、まちづくりの大きな転換期を迎えております。

近年、国におきましては、災害対策基本法の改正や、子どもの貧困対策の推進に関する法律、生活困窮者自立支援法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行や、自殺対策基本法の改正など、さまざまな福祉課題に対応する新たな法制度の整備が進められてきました。

本市におきましても、こうした動きを背景に、子ども・子育て、高齢者、障がい者などの各福祉分野の計画の上位計画として総合的な推進を図るため、このたび、平成 30 年度から 6 年間に計画期間とする、「第 4 期城陽市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本目標である「みんなで築く福祉のまちづくり」を念頭に、「希望あふれる城陽」、「誰もが輝いている城陽」を築くため、施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、地域で活躍されている福祉関係者や市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご指導をいただきました城陽市地域福祉推進会議委員の皆様、また、アンケート、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

城陽市長 奥田 敏晴

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画策定体制	
(3) 計画期間	
(4) 関連計画との整合	
第2章 地域福祉の現状と課題	5
1 地域福祉の現状	6
(1) 人口・世帯構造	
(2) 子どもを取りまく現状	
(3) 高齢者を取りまく現状	
(4) 障がい者を取りまく現状	
(5) 低所得者を取りまく現状	
(6) 市社会福祉協議会・校区社会福祉協議会活動の現状	
(7) ボランティア活動の現状	
(8) 第3期計画の評価	
2 地域福祉に関する市民ニーズ	14
(1) 調査の概要	
(2) 調査結果の概要	
3 国・府における動き	17
(1) 国	
(2) 京都府	
4 地域福祉の課題	18
(1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり	
(2) みんなが輝くまちづくり	
(3) 快適で安全なまちづくり	
(4) 多様な福祉サービスがあるまちづくり	
(5) 総合的な地域ケアシステムの構築	
第3章 基本的な目標と理念	21
1 基本目標と理念	22
2 施策体系	23

第4章 分野別計画	29
1 みんなが参加する福祉コミュニティづくり	30
(1) ノーマライゼーションの推進	
(2) 地域福祉の意識の向上	
(3) 校区ごとのネットワークの推進	
(4) ボランティア及び市民活動の支援	
2 みんなが輝くまちづくり	37
(1) 交流豊かな地域づくり	
(2) 生涯学習の促進	
(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援	
3 快適で安全なまちづくり	42
(1) 福祉のまちづくり	
(2) 交通環境の整備	
(3) 住環境の整備	
(4) 防災・防犯等の体制の整備	
4 多様な福祉サービスがあるまちづくり	48
(1) サービス提供事業者の確保・育成	
(2) 人材の育成及びサービスの質の向上	
(3) 共助による福祉サービスの充実	
5 総合的な地域ケアシステムの構築	52
(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用	
(2) 相談・情報提供体制の構築	
(3) 総合的なケア体制の充実	
(4) 権利擁護	
(5) 見守りセーフティネットの充実	
第5章 計画推進のために	61
1 庁内の計画推進体制	62
2 市民参加による計画推進体制	62
3 地域福祉推進基盤の確立	62
4 担い手の確保と養成	62
資料編	63
資料1 城陽市地域福祉推進会議設置要綱	64
資料2 城陽市地域福祉推進会議委員名簿	66
資料3 地域福祉計画策定経緯	67
資料4 用語の説明	69

第1章

はじめに

1 計画策定の趣旨

.....

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるため策定するものです。

本市では、平成24年に「城陽市地域福祉計画～みんなで築く福祉のまちづくり～」(以下「第3期計画」という。)を策定し、見守りや支援が必要な市民を地域で支えるための福祉のまちづくり施策に取り組んできたところです。

この間、国においては、生活保護に至る前段階の自立支援の強化を図るための生活困窮者自立支援法の施行や、地域包括ケア*システムの構築をめざした介護保険制度の改正など、さまざまな福祉政策の見直しによる新たな社会保障制度の構築が進められてきました。

また、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会*」の実現が求められています。

これらの動向に対応するとともに、第3期計画に掲げた目標を一層推進し、引き続き市民が地域でお互いに人権を尊重しながら支え合うしくみを整え、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域福祉のまちづくりをめざすため、計画を見直し、新たな「第4期城陽市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉の推進に関する事項を総合的に推進するため、本計画を福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定める上位計画とするとともに、行政はもとより、市民をはじめ社会福祉協議会*や社会福祉事業者、関係団体、民間企業の共通の指針と位置づけています。

具体的には、市民一人ひとりが、日頃、身の周りで起こる問題はまず個人や家族内において解決に努め、個人や家庭内で解決できない課題は地域で共に助け合うことにより解決に努めることが重要であり、行政においては、地域で解決しきれない問題について適切なサービスを提供するとともに、市民、関係団体、事業者との連携や情報の提供が求められます。

(2) 計画策定体制

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、社会福祉協議会*や民生児童委員協議会*などの地域福祉関係者、高齢者クラブなどの生きがい・社会参加に関する団体、地元医師会などの保健医療関係者、産業界などの関係者、公募市民などからなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行いました。

なお、「城陽市地域福祉推進会議」における協議にあたり、福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長を委員とする「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行いました。

また、本計画に市民の声を反映させるため、城陽市地域福祉に関する市民アンケート調査（市民アンケート調査）を実施するとともに、福祉関係団体の意見聴取を行い、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリックコメント*を実施し、市民の意見の反映に努めました。

(3) 計画期間

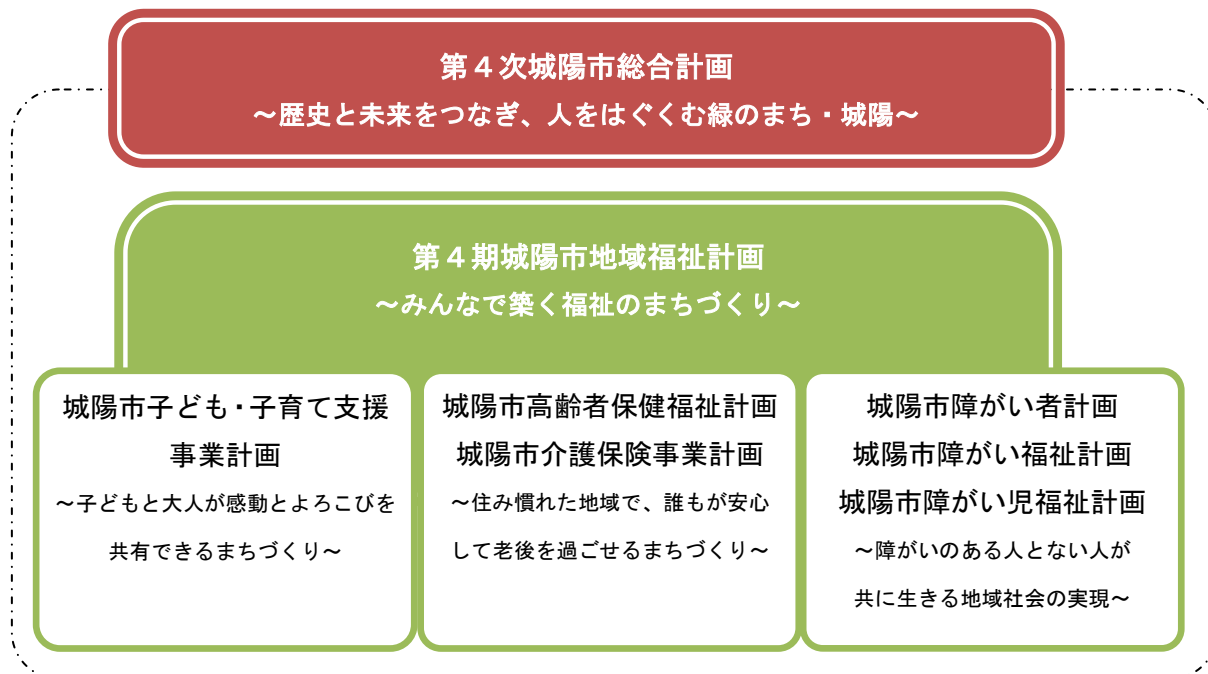
本計画は、平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6箇年計画とします。

図 本計画及び上位計画の対象期間

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)
第3次城陽市総合計画					第4次城陽市総合計画						
第3期城陽市地域福祉計画					第4期城陽市地域福祉計画						次期計画

(4) 関連計画との整合

本計画は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備などについて定めた「城陽市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者のための保健福祉事業と介護保険について定めた「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」、障がい者のための施策をまとめた「城陽市障がい者計画・城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」の上位計画として、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定めることにより、互いに連携し、一体的な施策の推進を図るものです。



第2章

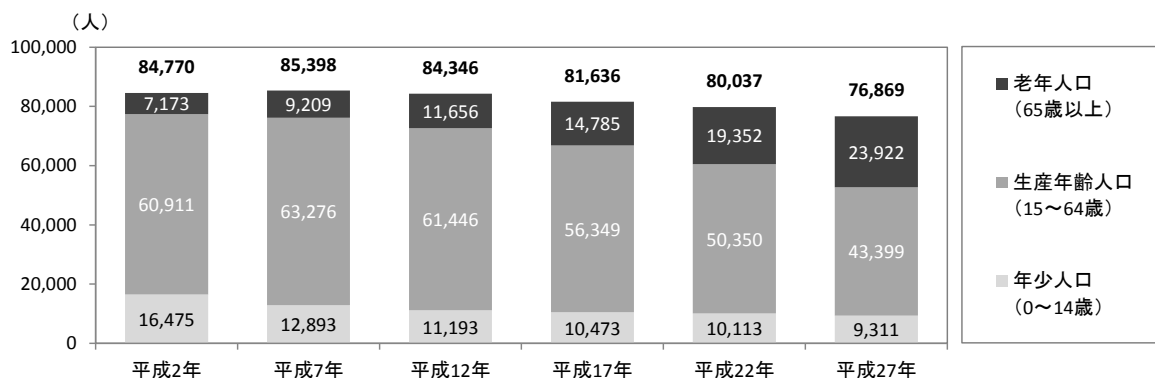
地域福祉の現状と課題

1 地域福祉の現状

(1) 人口・世帯構造

国勢調査による本市の総人口は平成7年の85,398人をピークに減少傾向で推移しています。年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は著しく増加しています。世帯数の状況を見ると、単独世帯や高齢者のいる世帯が増加しています。

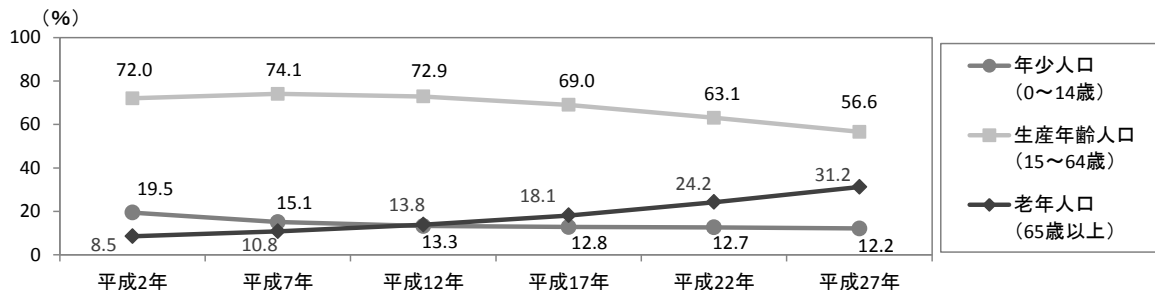
■年齢3区分人口の状況



資料：国勢調査結果（各年10月1日現在）

※総数には年齢不詳を含む

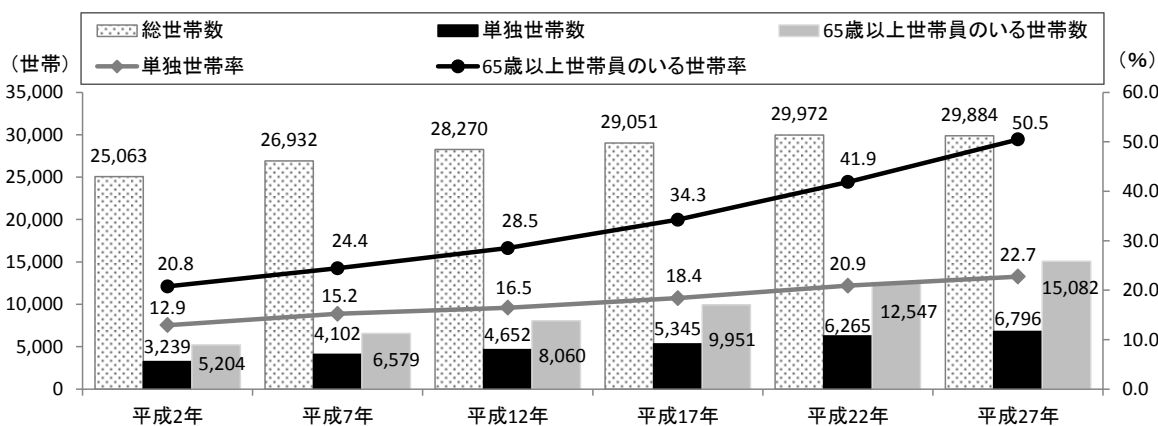
■年齢3区分人口割合の状況



資料：国勢調査結果（各年10月1日現在）

※年齢不詳を除いて算出

■世帯数の状況



資料：国勢調査結果（各年10月1日現在）

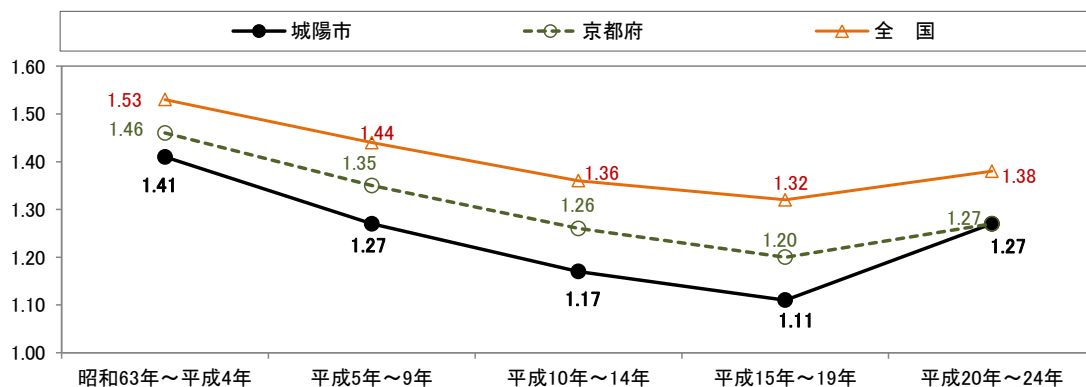
※総人口に対する割合

(2) 子どもを取りまく現状

①出生の状況

人口動態統計による本市の合計特殊出生率*は、これまで、全国や京都府よりも低い値で推移してきました。平成20年～24年は1.27となっており、京都府と等しく、全国よりは低くなっています。

■合計特殊出生率*の状況

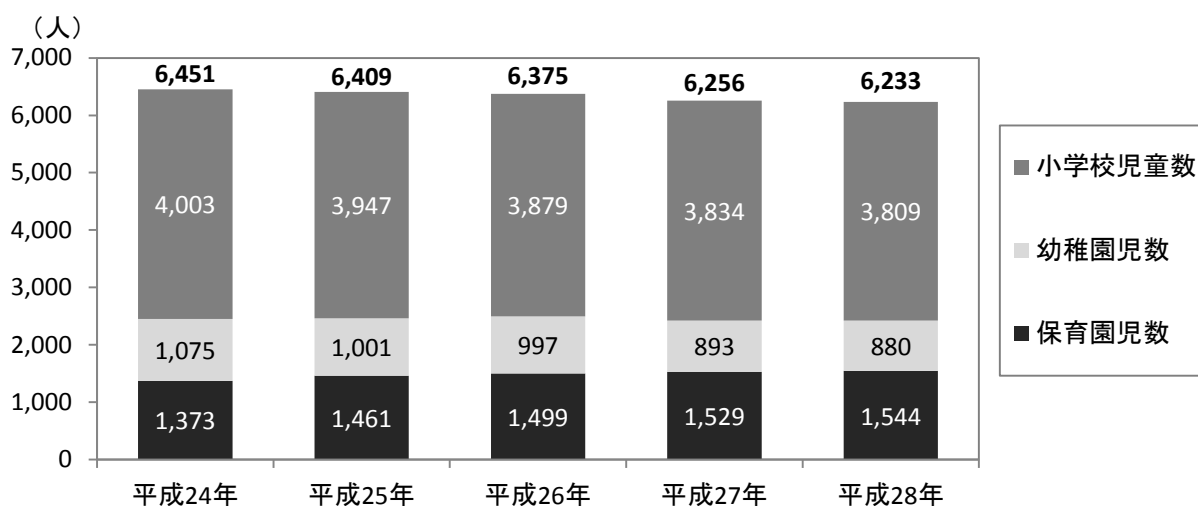


資料：人口動態統計
※数値はバイズ推定値

②保育園・幼稚園・小学校の状況

本市の保育園児数は増加している一方で、幼稚園児数及び小学校児童数は減少しています。また、在園・在校児童の合計は減少しています。

■在園・在校児童の状況

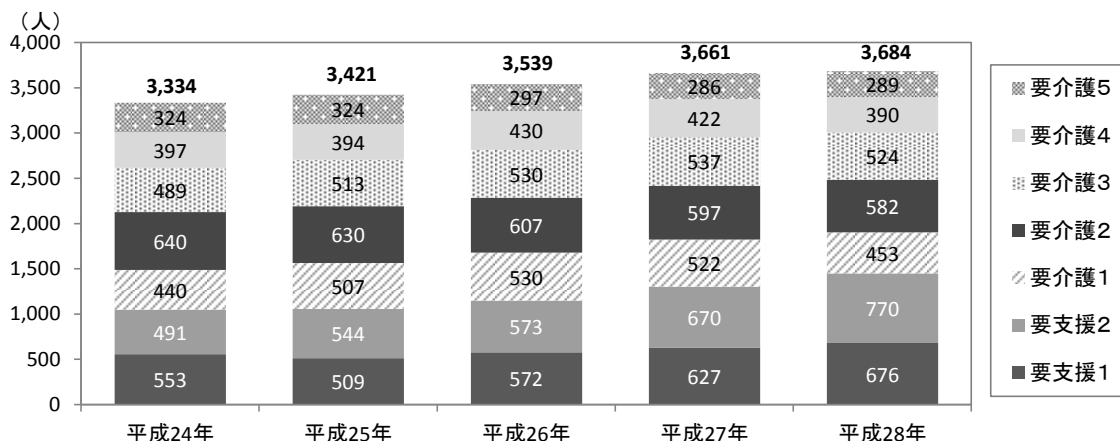


資料：城陽市統計書
※保育園児童数は各年4月現在。幼稚園児数、小学校児童数は各年5月1日現在

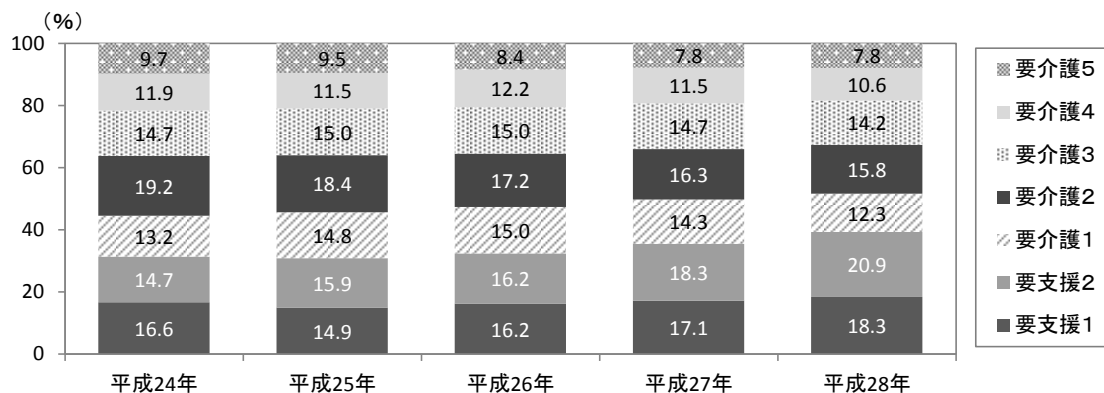
(3) 高齢者を取りまく現状

本市の要支援・要介護認定*者数は増加し続けています。要介護度別では、平成28年に要支援2、要支援1、要介護2の順に多くなっています。構成比の推移をみると、要支援2は平成28年まで上昇幅が大きくなっています。認定率は、全国や京都府よりも低い値で推移しています。

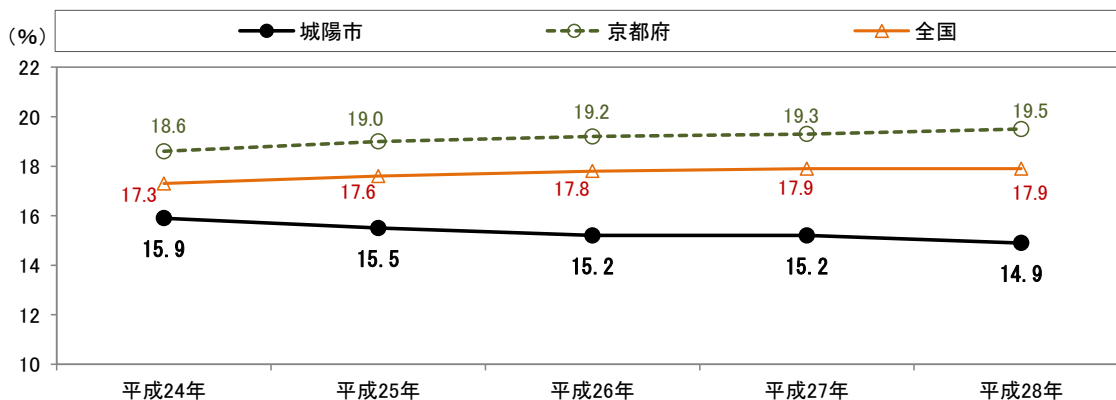
■ 要支援・要介護認定*者数の状況



■ 要介護度別構成比の推移



■ 認定率の推移

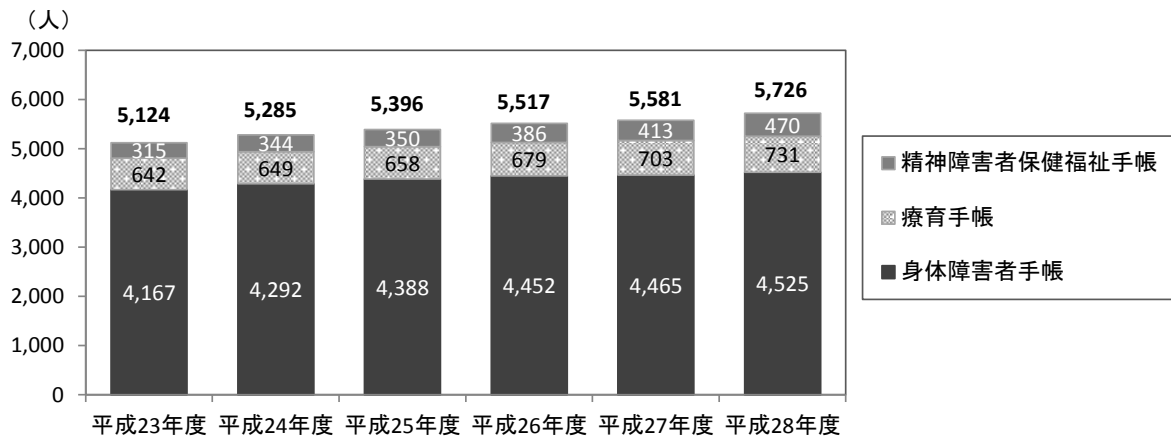


※京都府、全国の値は厚生労働省（地域包括ケア*「見える化」システム）より

(4) 障がい者を取りまく現状

本市の障害者手帳の交付状況からみた障がい者数は増えており、平成28年度に身体障害者手帳4,525人、療育手帳731人、精神障害者保健福祉手帳470人となっています。手帳交付の延べ人数は5,726人となっており、年々増加しています。

■障害者手帳の交付状況

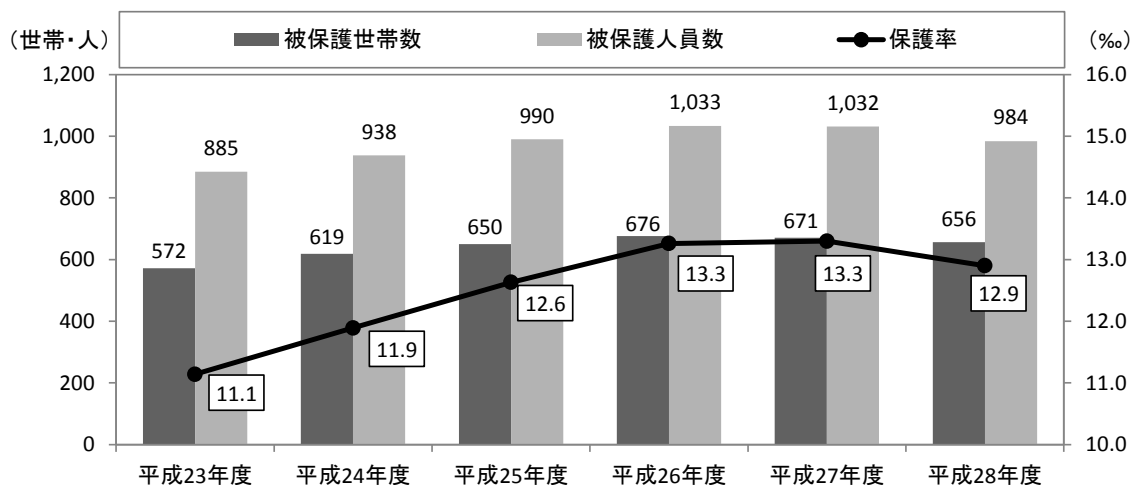


資料：「城陽市の福祉保健」（各年度末現在）

(5) 低所得者を取りまく現状

本市の生活保護の状況を見ると、被保護世帯数及び被保護人員数はともに増加傾向にありましたが、平成27年度は減少に転じています。これに伴い、保護率も増加傾向から、平成28年度に減少に転じています。

■生活保護の状況



資料：「城陽市の福祉保健」（各年度平均）

(6) 市社会福祉協議会*・校区社会福祉協議会*活動の現状

①市社会福祉協議会*

本市には、地域福祉の中心的な役割を担う組織として、社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会*があり、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題として捉え、福祉ニーズに応じた活動の充実やボランティア活動の普及、住民参加型相互援助サービス*、配食サービス「お待たせごはんですよ」、紙おむつ宅配事業「さわやか宅配便」、福祉機器の貸出、福祉バス「ふれあい号」の運行のほか、市から受託した福祉事業などを行っています。

②校区社会福祉協議会*

生活圏に密着した校区ごとの福祉活動の中心的な役割を担う組織として、10の小学校校区ごとに校区社会福祉協議会*（校区社協*）が設置されており、住民参加のもとで、地域に応じた次のような福祉活動を実施しています。

事業	概要
校区敬老会	満70歳以上の高齢者を対象に、校区ごとに敬老会を実施する。
ひとり暮らし高齢者等料理教室	調理・会食を通じて、同じ地域に住むひとり暮らし高齢者などとボランティアが交流する機会をつくる。
介護者問題を考えるつどい	介護者を中心とした地域住民が共に介護問題を考え、理解を深める場をつくる。
障がい者問題を考えるつどい	障がい者を中心とした地域住民が共に障がい者問題を考え、理解を深める場をつくる。
ふれあいサロン*	高齢者の孤立防止と健康保持を目的に、気軽に集い、交流を深められるサロン*をつくる。
子育て交流	子どもを中心に地域のさまざまな人が交流し、子どものすこやかな成長を促進する場をつくる。
ひとり暮らし高齢者安否確認	ひとり暮らし高齢者への訪問・電話などを通じ、孤立化を防ぐとともに、校区内の見守り体制づくりを進める。
ボランティア研修	地域住民を対象にボランティアへの参加を促し、または知識の向上を目的とした講座を開催する。
校区社協*委員研修	校区社協*の委員を対象に福祉課題の把握や知識の向上を目的とした研修会を開催する。
実態調査	校区内の支援を要する人たちの実態などを把握するための聞き取りやアンケートなどの調査を行う。
ご近所見るネット	自治会を基盤に支援を要する人の見守りや安否確認などが行える体制づくりを行う。
地域福祉懇談会	校区内各種団体などをはじめとした関係者との相互理解を深め、課題や意見の収集を行うための懇談会を行う。
広報紙の発行	地域に密着した福祉情報の提供手段として、各校区で広報紙を発行する。
掲示板整備	校区社協*や自治会の掲示板の新設・修繕を通じて広報活動の強化を図る。

そのほか、ひとり暮らし高齢者・ひとり親世帯のつどい、多世代交流事業、障がい体験、福祉のまちづくり点検活動など、校区の状況に応じた取り組みを行っています。また、活動をより活性化するために、校区社協*の拠点づくりにも取り組んでいます。

(7) ボランティア活動の現状

城陽市社会福祉協議会*では、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結び付ける相談調整を行うとともに、ボランティアに関する相談や情報の提供、ボランティア講座・研修の実施、ボランティアグループ活動の支援、ボランティア活動の育成などを行っています。

平成28年度末現在、ボランティア登録者は906人で、主なボランティアグループは次のとおりです。

区分	グループ名	活動内容
聴覚障がい者への情報提供等のボランティア	城陽手話サークル てまり	手話学習を通じて、聴覚障がい者とコミュニケーションがとれる社会を創出することを目的に活動
	要約筆記サークル ダンボ	聴こえが悪くなった人に対して、会話の内容を要約して書き伝える活動
	城陽手話サークル めだか	手話を通じて、聴覚障がい者の人権擁護と社会参加を啓発・促進することを目的に活動
視覚障がい者への情報提供等のボランティア	城陽点字サークル たんぽぽ	点訳活動を通じて、視覚障がい者に情報の提供。社協だより・市議会だよりの点訳も実施
	朗読ボランティア 陽声	視覚障がい者に対して訪問朗読、対面朗読、社協だより・広報じょうよう・市議会だよりのデージー(CD)音声化などを実施
身体障がい者への交流・介助等のボランティア	車いす介助グループ 杉の子会	車いすを利用する高齢者や障がい者に対しての外出介助活動。小中学校の福祉体験学習へも協力
在宅高齢者や施設でのボランティア	介護支援サークル やわらぎ	高齢者福祉施設・デイサービスでの話し相手やミニサロン*を開催
	傾聴ボランティア コスモス	ひとり暮らし高齢者や日中独居世帯高齢者宅にうかがい話し相手(傾聴活動)を行う。障がい者福祉施設でも実施
	メンズボランティア 手助け隊	高齢者や障がい者の世帯に対してちょっとした家屋の補修など、男手の必要な日常生活の手伝い
子どもへのボランティア	城陽おはなしサークル	図書館や地域で子どもたちに絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどの実施
災害時のボランティア	日本赤十字社 京都府支部 城陽市地区奉仕団 城炊会	災害時における炊き出し支援活動、防災訓練への協力

また、平成2年3月に城陽ボランティア連絡協議会が設立され、ボランティアグループの交流と連携を図り、研修や啓発などの活動を行っています。

(8) 第3期計画の評価

第3期計画は、平成6年度に策定された城陽市地域福祉計画が平成17年度の改定を経て、平成23年度に改定した計画です。

第3期計画では「みんなで築く福祉のまちづくり」を基本目標とし、基本理念として「互いに尊重しあい、支えあうまちづくり」、「みんなが参加し、協働するまちづくり」、「だれもが安心できるまちづくり」を掲げ、理念の実現のために各分野の施策を推進してきました。

①みんなが参加する福祉コミュニティづくり

権利擁護の観点から虐待防止を啓発するとともに、城陽市障がい者虐待防止センター*を設置し、障がい者虐待の防止及び早期発見に対する取り組みを進めました。また、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」の制定により、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境の構築を推進しました。

②みんなが輝くまちづくり

高齢者の介護保険事業所におけるボランティア活動を通じた地域貢献を奨励・支援する仕組みを構築し、高齢者自身の健康増進や介護予防を推進しました。また、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざし、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する城陽市職員対応要領」を作成し、障がいを理由とする差別の解消を推進しました。

③快適で安全なまちづくり

鉄道駅のバリアフリー*化や駅周辺の環境整備について、JR長池駅の自由通路整備工事及び駅舎橋上化工事が完了するとともに、近鉄久津川駅及び近鉄富野荘駅のバリアフリー*化を実施しました。また、災害発生時に避難するための支援を要する高齢者・障がい者などを把握するため、避難行動要支援者名簿*を作成しました。現在、具体的な避難方法などについての個別計画の策定を進めています。

④多様な福祉サービスがあるまちづくり

市民ニーズに対応し、新たに病児保育を開始するなど保育サービスの充実を図りました。また、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護サービス・地域密着型サービス*の充実を図りました。

⑤総合的な地域ケア*システムの構築

多世代交流機能をあわせ持った「地域子育て支援センター*（ひなたぼっこ）」の開設や保育所の施設整備、地域包括支援センター*の増設など、保健福祉関連施設の整備と環境づくりが進みました。また、生活や仕事などでお困りの人に対して相談・支援に際する「くらしと仕事の相談窓口」を開設し、生活の安定や就労促進などの自立に向

けた支援を行いました。さらには、認知症総合対策の取り組みとして、認知症の人やその家族などを支援する認知症カフェの開始などによりケア体制を充実しました。民間事業者・京都府山城広域振興局・城陽市が協力して行う見守り活動の仕組みの構築などにより、見守りセーフティネットの充実を図りました。

2 地域福祉に関する市民ニーズ

「城陽市地域福祉計画」の見直しを行うにあたって、市民アンケート調査を実施し、地域福祉に関する市民ニーズの把握に努めました。

(1) 調査の概要

調査対象	市内在住の18歳以上の市民
対象者数	2,000人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：平成28年11月26日（土） 回収終了：平成28年12月16日（金）
有効回収数	975件
有効回収率	48.8%
調査方法	郵送配布・郵送回収

(2) 調査結果の概要

①地域とのかかわりについて

生活上の地域の範囲については、「城陽市全域」と考える人が最も多くなっています。

近所付き合いの程度については、「顔を合わせればあいさつをする程度」や「世間話や立ち話をする程度」が多く、「付き合いをしていない」はわずかにとどまっています。

参加している地域活動については、「自治会活動」への参加が最も多く、約4割となっています。一方、「参加していない」も約4割となっており、参加していない理由については、「学校や仕事で忙しい」が最も多くなっています。

地域の行事や活動の活発化に必要なことについては、「住民同士が困ったときに、今以上に支え合える関係をつくる」や「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

②地域の福祉について

福祉に対する関心については、「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた『関心がある』が約8割となっています。また、関心のある福祉の分野については「高齢者に関する福祉」が最も多く、約8割となっています。

地域の福祉に関する意識については、「地域の福祉サービスは充実している」と「地域には福祉に関心のある人が多い」は、「そう思う」と「どちらかというそう思う」を合わせた『思う』と「どちらかというそう思わない」と「そう思わない」を合わ

せた『思わない』が同程度となっています。また、「地域に福祉施設ができるのは困る」は、『思わない』が約6割となっています。さらに、「地域には他人に無関心な人が多い」は、『思う』が『思わない』に比べて多くなっています。

各福祉活動主体の認知については、自治会が最も高くなっており、「活動内容を知っている」が約6割となっています。

福祉サービスの情報源については「市役所」が最も多く、約5割となっています。また、福祉サービスに関する情報は得られているかについては、「あまり得ることができない」と「ほとんど得ることができない」を合わせた『得ることができない』が約6割となっており、福祉サービスの情報が得られない理由については、「福祉サービスに関するパンフレットや広報紙を見る機会が少ない」が最も多く、約5割となっています。

③悩みや困りごとについて

生活上の困りごとについては、「ある（以前あった）」と「ない」が同程度となっています。

悩みや不安の内容については、「自分や家族の健康や病気のこと」が最も多くなっています。

悩みや不安の相談先については、「家族や親戚」が約5割と最も多くなっています。一方、相談しない理由については、「他の人に相談する必要を感じない」と「悩みや不安の解決につながりそうにない」が最も多くなっています。

また、仕事や生活に困っている方に対して必要な支援については、「自立に向けた相談の充実」が最も多く、約5割となっています。

④地域での支え合いについて

支援や介助が必要な方を見かけたとき、気を配っていることについては、「車椅子や杖を持った人に道や建物の出入り口をゆずった」、「障がい者用駐車場に車を止めないようにした」、「エレベーターなどで代わりにボタンを押してあげた」が多く、約6割となっています。一方、「特に何もしなかった」はわずかにとどまっています。

手助けできることについては、「病気など緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」が最も多く、約8割となっています。また、「話し相手や、相談ごとの相手」、「玄関前の掃除や植木の水やり、ごみ出しなど」、「買い物の代行や簡単な用事（手紙の投函、荷物の受け取りなど）」も多く、5割以上となっています。

一方、手助けしてほしいことについては、「病気など緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」が最も多く、約5割となっています。

災害時の対策については、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する」、「日頃から隣近所が声をかけ合い、支え合うようにする」が多く、約6割となっています。

⑤ ボランティア活動について

ボランティア活動への参加については、「参加していない」が多く、約6割となっており、参加していない理由については、「時間の余裕がない」が最も多く、約5割となっています。

また、参加している活動の種類については、「募金への寄付」が最も多く約5割となっています。

一方、「参加していないが機会があれば参加したい」を選んだ方がボランティア活動に参加したい頻度については、「行事などがあるとき、不定期に」が多く、約5割となっています。

⑥ 社会全体や城陽市の福祉について

ノーマライゼーション*への理解については、「かなり進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせた『進んでいる』に比べて「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」を合わせた『進んでいない』が多くなっています。

障がいのある方と共生するために必要なことについては、「職場や学校において障がいのある方のための適切な設備や環境を整える」が最も多くなっています。

今後の福祉のあり方については、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が最も多く、約7割となっています。また、互いに安心して暮らすために大切なことについては、「福祉に関して気軽に相談できる窓口をつくること」が最も多く、約5割となっています。

3 国・府における動き

(1) 国

平成 12 年に社会福祉法が改正され、地域福祉の推進は社会福祉を増進するための重要な柱の一つとして位置づけられました。この中で、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」（地域住民など）であり、地域住民などは「相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされています。

また、平成 29 年に改正された社会福祉法の中では、地域共生社会*の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民などは、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携などによりその解決を図るよう特に留意するものとされています。

そして、地域福祉を推進するための方策として、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定が求められています。

また、近年、避難行動要支援者*の避難支援などを定めた「災害対策基本法」の改正（平成 26 年 4 月）や、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26 年 1 月）、「生活困窮者自立支援法」（平成 27 年 4 月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）の施行や「自殺対策基本法」の改正（平成 28 年 4 月）など、さまざまな福祉課題に対応する新たな法制度の整備が進められています。

(2) 京都府

国の動きを受けて京都府においては、平成 15 年 12 月に策定された「京都府地域福祉支援計画」が平成 26 年 3 月に改定され、NPO*法人やボランティアなど地域福祉を担うさまざまな主体が連携・協働して共に支え合う取り組みや医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケア*システムの推進、東日本大震災の経験を踏まえた災害時の要配慮者*支援の取り組み及び孤立死防止対策などが規定されました。

4 地域福祉の課題

(1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり

権利擁護とノーマライゼーション*の理念のもとに、すべての人々が障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるように、地域のなかでの人と人とのつながりを大切に、共に支え合い助け合う地域社会づくりが望まれています。

このため、地域住民による活動に光をあて、これを支援し、これまでの行政の福祉制度によるサービスと組み合わせることで、各地域の課題や特色に応じた独自の福祉活動を展開していく必要があります。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供*や、関係機関・事業者との連携を強化し、地域ぐるみのネットワークを構成することにより、虐待防止などの一層の充実を図っていく必要があります。

さらに、地域福祉に関する市民の関心を高め、一人ひとりの市民が互いに支え合う地域社会をめざしながら、市民と行政、社会福祉協議会*などが互いに地域社会を築く構成員として理解・協力しあい、お互いの優れたところを活かしながら協働することで、より大きな力を生み出せる福祉のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

(2) みんなが輝くまちづくり

障がいがあったり、支援や介護が必要な状態であっても、市民の誰もが自己選択により、生涯を通じて自己実現を果たすことができるまちづくりが望まれています。

このため、世代を超えてふれあい、交流できる日常的機会の提供やイベントの開催などによる多様な機会の創出、多彩な学習・教育の活動機会の提供、文化芸術・スポーツ・レクリエーションの場の確保、さらに高齢者や障がい者の雇用の促進を図る必要があります。

(3) 快適で安全なまちづくり

環境、交通、住宅など生活に深く関わる分野全般にわたって、地域社会の絆（きずな）の大切さを見つめなおす必要があります。

東日本大震災をはじめとする災害の教訓も活かしながら、防災や日頃からの住民相互の支え合いを改めて重視し、暮らしと生命を守るために、多様な地域の課題を地域が主体となって解決する地域福祉のまちづくりの推進が一層、求められています。

このため、行政をはじめ、環境、交通、住宅などの関係者、市民の協働のもとに、ユニバーサルデザイン*に基づいた交通環境や住環境及び公共的空間の整備、防災と防犯における安心安全のまちづくりの推進、市民と行政、関係機関などが連携した見守りと安心のネットワークの整備を進める必要があります。

(4) 多様な福祉サービスがあるまちづくり

地域生活において何らかの支援が必要になった場合に、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりが望まれています。

このため、利用者のニーズに応じたサービスを提供できる事業者の確保・育成、福祉に携わる人材の育成、相談支援体制の充実、サービスの質の向上などを図る必要があります。

また、校区ごとの福祉活動を支援する必要があります。このような多様な福祉サービスの担い手は、地域住民自身でもあり、住民や活動団体の育成が求められています。

さらに、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会*」の実現が求められています。

(5) 総合的な地域ケア*システムの構築

地域生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、適切なサービスを利用して、安心して暮らせるまちづくりが望まれており、あらゆる社会資源を活用し、迅速かつ的確に対応できる地域ケア*システムを構築する必要があります。

このため、保健福祉関連施設の計画的な整備を進めるとともに、地域包括ケア*の推進など、相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できる保健・医療・福祉の連携体制の強化を図る必要があります。

また、あらゆる市民が、必要な支援を適切に受けられる権利擁護の充実や、生活困窮者の自立に向けた相談・支援、自殺を防ぐ相談や孤立を防ぐ居場所づくり、地域生活上何らかの支援を必要とする高齢者や子育て家庭、障がい者などを見守る体制の強化を図る必要があります。

第3章

基本的な目標と理念

1 基本目標と理念

本計画は、「城陽市総合計画」が掲げる将来像の実現に資することを前提としつつ、社会保障制度の改革や地域福祉の重要性の高まりをふまえ、少子高齢化と人口減少の時代における地域福祉をめぐる諸課題に的確に対応していくため、以下の目標と理念を掲げます。

<基本目標>

みんなで築く 福祉のまちづくり

<基本理念>

○ 互いに尊重しあい、支えあうまちづくり

ノーマライゼーション*の理念のもとに、すべての人々が障がいの有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、いきいきと地域社会で暮らせるよう、共に尊重しあい、支えあうまちをめざします。

そして、一人ひとりが幸福追求へ向けて努力できるよう、就労や学習、交流の機会をもてる生きがい豊かなまちをめざします。

○ みんなが参画し、協働するまちづくり

一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識をもち、福祉に関する学習を広めるとともに、見守り・支えあい、ボランティア活動など自分にできる地域福祉活動に参画するまちをめざします。

そして、市民やサービス提供事業者、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*、行政などが協働し、地域の福祉力の向上をめざします。

○ だれもが安心できるまちづくり

東日本大震災をはじめとする災害の教訓を活かし、だれもが安心して暮らせる環境整備を進めるとともに、困ったときの相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できるまちをめざします。

そして、保健・福祉・医療の連携のもとに、各種福祉サービスの充実、サービス提供事業者や人材の確保・育成によって、利用者本位の支援を適切に提供できるまちをめざします。

2 施策体系

1 みんなが参加する 福祉コミュニティ づくり

(1) ノーマライゼーション*の推進

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進

(2) 地域福祉の意識の向上

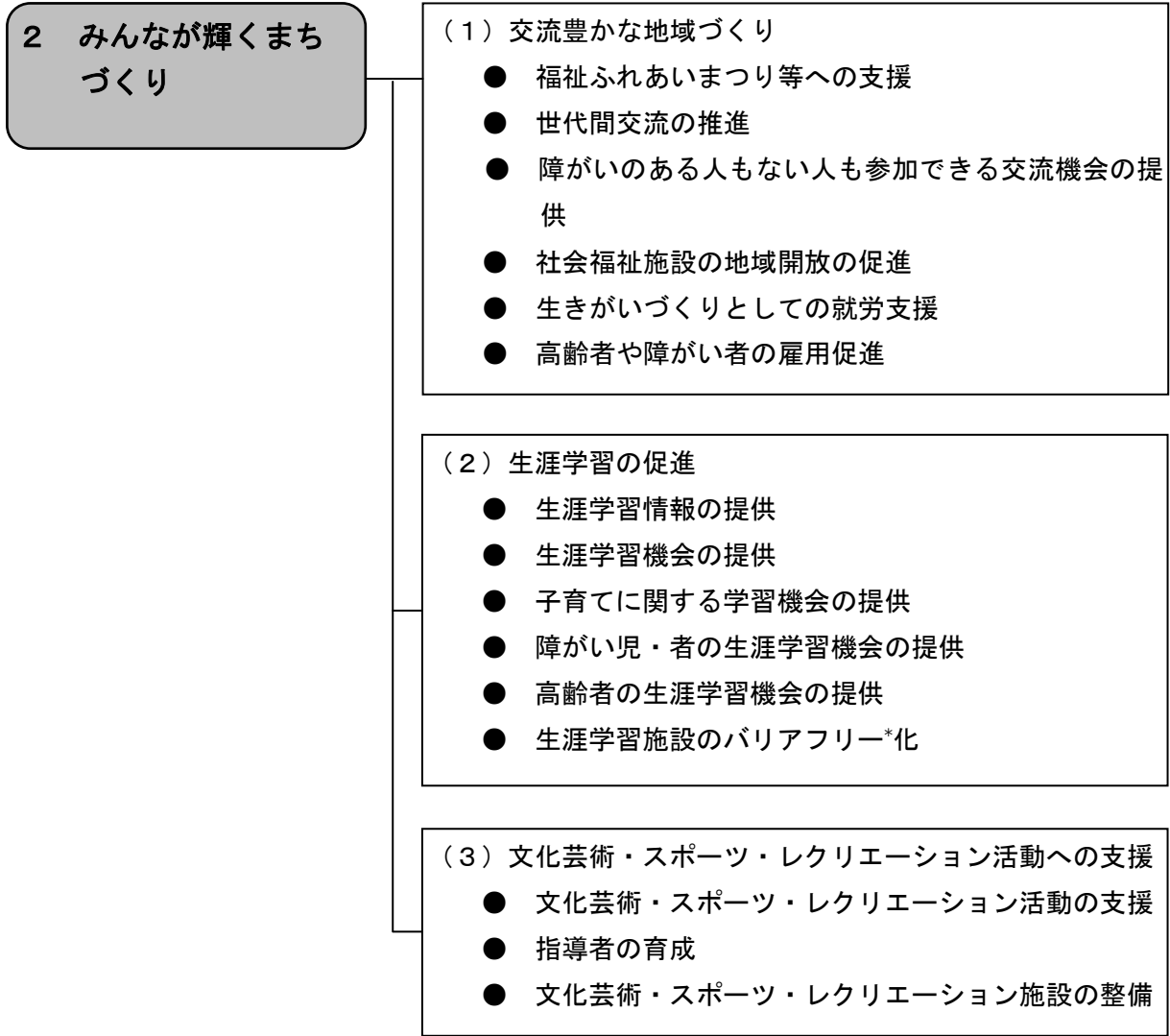
- 教育機関における福祉教育の推進
- 地域における福祉学習の推進
- 企業等との福祉活動の協働
- 市民に対する広報活動の推進

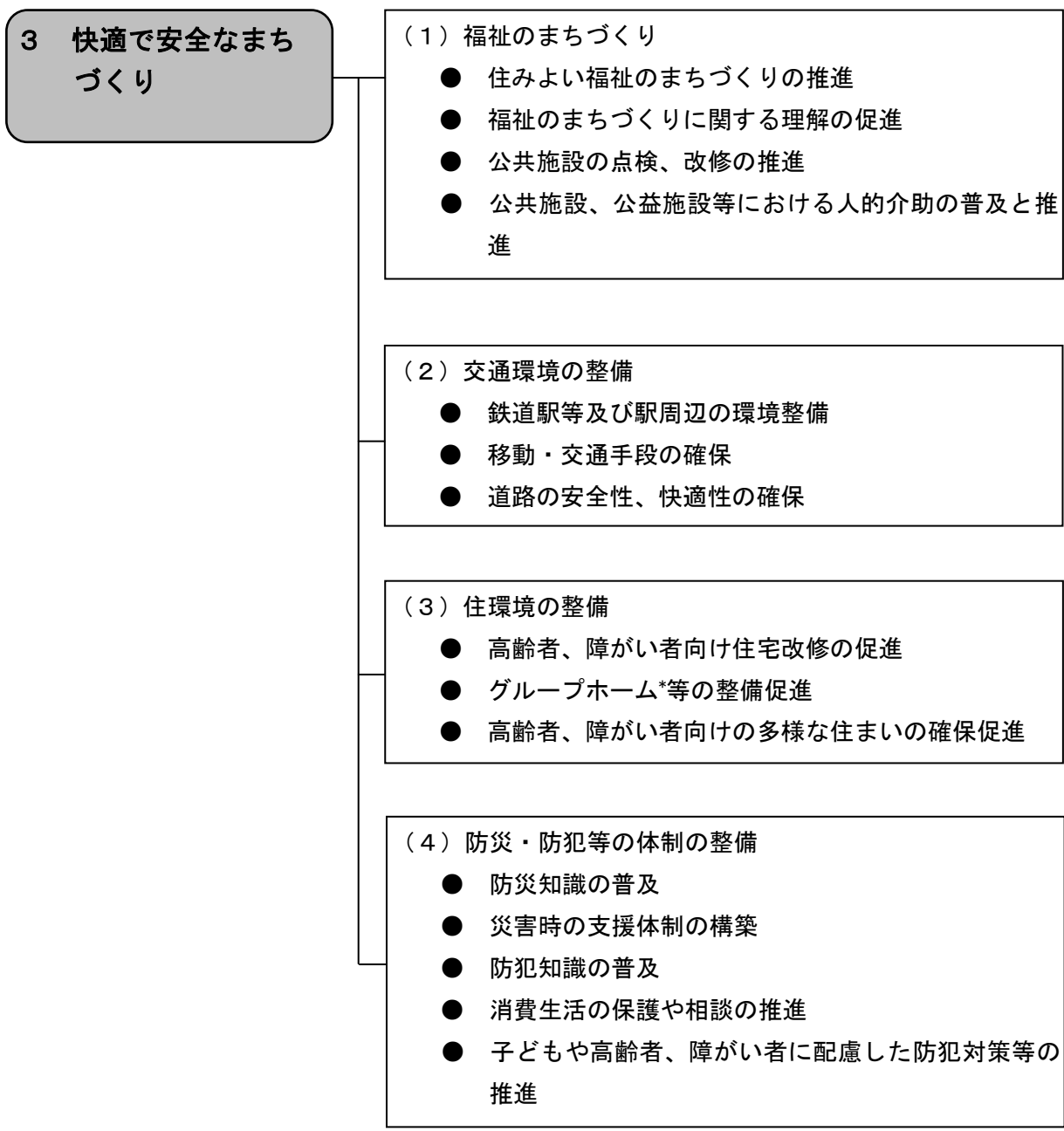
(3) 校区ごとのネットワークの推進

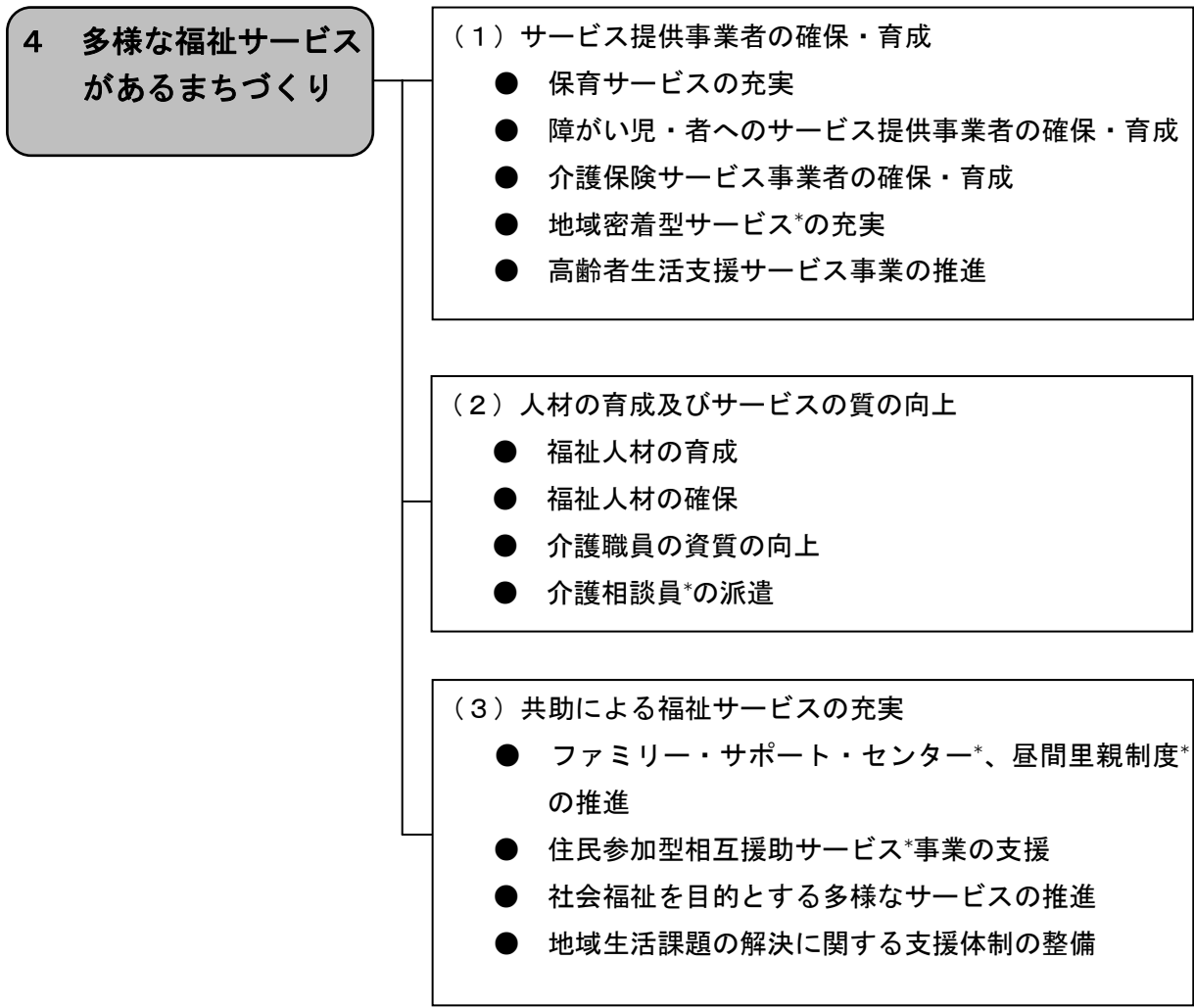
- 校区ごとの福祉活動の充実支援
- 校区社協*の基盤強化支援
- 地域福祉リーダー等の育成

(4) ボランティア及び市民活動の支援

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンター機能の充実支援
- ボランティア連絡協議会等への支援
- ボランティア基金*の活用
- 民生委員・児童委員*活動への支援
- 当事者団体への支援







5 総合的な地域ケア*
システムの構築

(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

- 保育所の施設整備及び効率的運営
- 障がい児・者福祉施設の整備
- 高齢者福祉施設の整備
- 老人福祉センター*の改修整備
- コミュニティセンター*の運営
- 福祉センター*の利用促進
- 校区社協*の拠点づくり支援

(2) 相談・情報提供体制の構築

- 地域子育て支援センター*事業の推進
- 市役所等での相談業務の推進
- 地域包括支援センター*での相談業務の推進
- 障がい児・者相談支援事業*の推進
- 地域での相談体制の確保
- 情報収集・情報提供の推進
- 生活困窮者自立支援の推進
- 自殺対策の推進

(3) 総合的なケア体制の充実

- ケアマネジメント*による障がい者支援の推進
- 障がい児・者の相談支援ネットワークの推進
- 保健・医療・福祉の連絡調整の推進
- サービス事業者の連携
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）*への支援
- 地域包括ケア*の推進

(4) 権利擁護

- 日常生活自立支援事業*の支援
- 成年後見制度*の周知と利用支援

(5) 見守りセーフティネットの充実

- 児童虐待の防止と保護体制の充実
- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進
- 学校安全対策の推進
- 地域における見守り体制の強化

第 4 章

分野別計画

1 みんなが参加する福祉コミュニティづくり

■施策体系

1 みんなが参加する福祉コミュニティづくり

(1) ノーマライゼーション*の推進

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進

(2) 地域福祉の意識の向上

- 教育機関における福祉教育の推進
- 地域における福祉学習の推進
- 企業等との福祉活動の協働
- 市民に対する広報活動の推進

(3) 校区ごとのネットワークの推進

- 校区ごとの福祉活動の充実支援
- 校区社協*の基盤強化支援
- 地域福祉リーダー等の育成

(4) ボランティア及び市民活動の支援

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンター機能の充実支援
- ボランティア連絡協議会等への支援
- ボランティア基金*の活用
- 民生委員・児童委員*活動への支援
- 当事者団体への支援

(1) ノーマライゼーション*の推進

■課題認識

市民アンケートでは、ノーマライゼーション*の考え方についての市民の理解は「あまり進んでいない」が22.2%（前回26.2%）、「まったく進んでいない」が5.3%（前回6.4%）という結果でした。

すべての人々が住み慣れたところで、障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、安心して暮らしていくため、一人ひとりの生き方や違いを大切に、共に学び、働き、集い、交流することなど、今後も、自己実現や社会参加を可能にするまちづくりに努める必要があります。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供*や、関係機関・事業者との連携を強化し、地域ぐるみのネットワークを構成することにより、虐待防止などの一層の充実を図っていく必要があります。

■基本方針

市民、地域、企業、関係機関、行政が協働して、地域社会のあらゆる場で、市民の人権に対する理解を深め、人権に関する課題を解決するよう取り組みを進め、ノーマライゼーション*の理念に基づいた心豊かな地域社会をめざします。

そして、すべての人々が障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるように、人と人とのつながりを大切に、共に支え合い助け合うまちづくりをめざします。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
人権尊重の推進	同和問題（部落差別）をはじめ、高齢者、障がい者、外国人などに対する差別や偏見をなくすため、「城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき学校、地域、企業などさまざまな場で学習を進めます。	継続
人権相談の推進	人権問題を解決するため、関係機関などと連携して人権相談を推進します。	継続
権利擁護の充実	認知症高齢者や障がい者などが必要なサービスを受けられ、不利益をこうむることのないよう、成年後見制度*の利用の促進や日常生活自立支援事業*の支援など、権利擁護の充実を図ります。	充実

施策名	施策の内容	今後の方向
男女共同参画の推進	家庭と仕事の両立、子育てや介護への共同参画、DVなど女性に対する暴力の防止など、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画支援センター（ばれっとJOYO）を拠点として、学校教育や社会教育、企業啓発などさまざまな場で啓発や学習を進めます。	継続
子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止	地域における効果的な連携・協力を努め、子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止に向けた取り組みの強化を図ります。また、養護者の負担軽減を図るため、相談支援をはじめとした社会資源の活用を図ります。	充実
障がい者差別解消の推進	障がい者がその障がいを理由に差別的取り扱いを受けないよう、障がい者差別解消の推進に努めます。	新規

(2) 地域福祉の意識の向上

■課題認識

市民アンケートでは、市民の福祉に関する関心については、「非常に関心がある」が17.1%（前回16.9%）、「どちらかといえば関心がある」が59.9%（前回64.2%）で、合わせると77.0%（前回81.1%）が「関心がある」という結果でした。

このような市民の意識を大切にしながら、福祉のまちづくりを推進するためには、行政との連携・協力関係のもとに、地域住民が地域社会の抱える問題を自分自身の問題ととらえ、引き続き積極的かつ主体的に問題解決に関わっていく必要があります。

■基本方針

市民一人ひとりが主体的に地域福祉の担い手となり、性別や年齢、立場を超えて一緒になって地域福祉活動に参加できるよう、学校教育や社会教育における福祉についての学習や福祉活動のための講座などを受けられる機会を創出し、活動のための環境を整えます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
教育機関における福祉教育の推進	次代を担う児童生徒の福祉に対する理解と認識を深めるため、教育機関における福祉教育として、社会福祉協議会*とも連携しながら、高齢者や障がい者などとの交流や体験学習などを進めます。	継続
地域における福祉学習の推進	地域で展開されている生涯学習のプログラムに地域福祉活動に関する内容を組み込むなど、地域における福祉学習の機会の提供に努めます。 これらの福祉学習が新たな地域福祉活動の展開に結び付くよう、各種地域団体との連携に努めます。	継続
企業等との福祉活動の協働	企業の社会貢献活動を支援するため、社会福祉協議会*とも連携しながら、情報提供の推進や啓発機会の提供に努めます。	継続
市民に対する広報活動の推進	広報媒体などの活用、各種講座の開催などを通じて、地域福祉に関する広報活動を推進します。	継続

(3) 校区ごとのネットワークの推進

■課題認識

本市では、校区社協*を中心として、児童、高齢者、障がい者分野などにおける校区ごとの福祉活動が展開されており、互いに支え合う地域づくりにつながっています。今後も、身近な生活圏における地域福祉の核として校区ごとの福祉活動の活性化を図る必要があります。

■基本方針

身近な生活圏に密着しながら、校区社協*を中心として展開されている児童、高齢者、障がい者分野などにおける校区ごとの福祉活動の充実と活性化を支援します。

また、校区社協*の基盤強化やリーダーなどの人材育成を支援します。

そして、地域での話し合いなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域のネットワークの育成を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
校区ごとの福祉活動の充実支援	校区社協*による児童、高齢者、障がい者分野など、さらには一般市民を対象とした校区ごとの福祉活動事業の推進を支援します。	継続
校区社協*の基盤強化支援	校区社協*の拠点の確保と活動を支える人材の育成を支援します。 また、自治会との連携強化、各種地域団体との交流など、校区社協*の組織強化を支援します。	充実
地域福祉リーダー等の育成	校区社協*のリーダー育成のため、研修・交流機会の提供を支援します。	継続

(4) ボランティア及び市民活動の支援

■課題認識

市民アンケート調査では、ボランティア活動に参加している人は 13.2%（前回 10.6%）、「機会があれば参加したい」という人は 19.0%（前回 16.7%）、「参加していない」は 60.7%（前回 71.6%）となっており、ボランティア活動への参加意欲は高まってきています。

一方で、地域が従来の地域としての力を失いつつある中、ボランティア活動は地域福祉の力になっていますが、ボランティア活動へ気軽に参加しやすい情報発信とともに新たな人材の確保が課題となっています。

また、ボランティア活動に関する市民の関心や参加意欲を実際の活動に結び付けていくコーディネート体制の充実が必要です。

■基本方針

ボランティア活動は、支援を受ける人の生活を豊かにするとともに、支援する人も多くの仲間ができ、生きがいを感じることができるものであり、地域福祉を担う重要な活動です。

このため、市民、企業、団体など、誰もが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティア活動の場の開発、市民のもっている知識・技能をボランティア活動に結び付けるコーディネート体制づくりなど、社会福祉協議会*を中心に組み込まれているボランティア活動を支援します。

また、地域での相談・情報提供活動を担っている民生委員・児童委員*や、さまざまな当事者団体などによる地域福祉活動を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
ボランティア講座の開催	新たな福祉課題に対応できるボランティアの養成を図るため、社会福祉協議会*によるボランティア講座の開催を支援します。	継続
ボランティア情報の提供	ボランティアに関する情報提供を充実するため、社会福祉協議会*によるボランティアニュース、パンフレットなどの発行、掲示板やホームページの活用を支援します。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
ボランティアセンター機能の充実支援	ボランティアセンターのコーディネート機能の充実によって、市民の関心や参加意欲・技能を福祉活動に有効に結び付けるため、その機能の充実を支援するとともに、活動拠点の確保及び環境整備を図ります。	継続
ボランティア連絡協議会等への支援	社会福祉協議会*によるボランティア連絡協議会及び各グループの活動の育成や新規グループの結成などを支援します。	継続
ボランティア基金*の活用	ボランティア基金*を活用し、ボランティアグループに対する活動資金の助成を行います。	継続
民生委員・児童委員*活動への支援	民生委員・児童委員*の活動支援、地域福祉に関わる各種団体の連携によって、市民の地域福祉活動の育成を図ります。	継続
当事者団体への支援	交流機会や情報の提供などを通じて、高齢者や障がい者など各種当事者団体への支援に努め、市民の地域福祉活動の育成を図ります。	継続

2 みんなが輝くまちづくり

■施策体系

2 みんなが輝くまちづくり

(1) 交流豊かな地域づくり

- 福祉ふれあいまつり等への支援
- 世代間交流の推進
- 障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供
- 社会福祉施設の地域開放の促進
- 生きがいつくりとしての就労支援
- 高齢者や障がい者の雇用促進

(2) 生涯学習の促進

- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習機会の提供
- 子育てに関する学習機会の提供
- 障がい児・者の生涯学習機会の提供
- 高齢者の生涯学習機会の提供
- 生涯学習施設のバリアフリー*化

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 指導者の育成
- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備

(1) 交流豊かな地域づくり

■課題認識

市民一人ひとりがいいきいと輝き、活気のあるまち、ぬくもりのあるまちをめざすため、誰もが社会参加できるようさまざまな交流の機会を充実するとともに、高齢者や障がい者などが就労できる場の確保に努める必要があります。また、交流機会の拡大に向けて、施設などの地域資源や情報媒体の活用が課題となります。

■基本方針

より多くの市民が世代を超えてふれあい、交流できる日常的機会の提供やイベントの開催などによる多様な機会を創出します。

また、市民・地域と福祉施設との交流を促進し、開かれた施設づくり、ぬくもりのある地域づくりをめざします。

さらに、高齢者や障がい者が地域の中でいいきいと働く場を確保する活動を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
福祉ふれあいまつり等への支援	市民が気軽に参加でき、交流できるイベントとして、社会福祉協議会*による社会福祉大会、福祉ふれあいまつりの開催を支援します。	継続
世代間交流の推進	高齢者の生きがい支援のための高齢者と幼児・児童との交流機会の提供、児童の社会性・協調性育成のための異年齢児童の交流機会の推進を図ります。	継続
障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供	障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深め、交流を促進するため、より多くの市民がふれあい交流できる、多様な機会を提供します。	継続
社会福祉施設の地域開放の促進	児童福祉施設や高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などの地域開放事業を促進し、福祉施設や利用者に対する一層の市民の理解や支援の促進を図ります。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
生きがいづくりとしての就労支援	<p>高齢者や障がい者が就業を通じて生きがいの充実や社会参加を図るため、就労を支援する施設やシルバー人材センター*などの活動を支援します。</p> <p>また、高齢者が園芸やボランティア活動を通じて健康や生きがいづくりに取り組めるよう支援するとともに、活動機会の拡大を図ります。</p>	充実
高齢者や障がい者の雇用促進	<p>高齢者や障がい者の雇用促進を市内の事業所に働きかけ、本市も積極的に協力し、啓発を図ります。</p> <p>高齢者や障がい者の雇用を推進するため、市内高齢者施設や障がい者施設、関係団体との連携を図ります。</p>	継続

(2) 生涯学習の促進

■課題認識

生きがいのある充実した生活を送るため、生涯にわたって学習し自己実現を図ることができるよう、高齢者や障がい者などを含むすべての市民が、生涯学習活動などに参加できる環境づくりが必要です。

■基本方針

自己選択により生涯を通じて自己実現を果たすことができるよう、さまざまな関係機関との連携を深めて多彩な学習機会を提供します。

また、乳幼児を抱えた保護者、高齢者、障がい者など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
生涯学習情報の提供	いつでも、どこでも、誰でも、主体的な学習活動ができるよう、市民の学習意欲に対応した生涯学習情報システムの構築を検討します。 広報紙や多様な情報技術を活用した広報活動を進めることにより、生涯学習に関するイベントや各種講座、施設などの情報提供を推進します。	継続
生涯学習機会の提供	「城陽市生涯学習推進計画」に基づき、各種生涯学習機会の提供を図ります。	継続
子育てに関する学習機会の提供	地域子育て支援センター*などの関係機関と連携しながら、子育てなどに関する学習機会の提供を図ります。	継続
障がい児・者の生涯学習機会の提供	関係機関と連携しながら、障がい児・者のニーズに応える生涯学習機会の提供を図ります。	継続
高齢者の生涯学習機会の提供	コミュニティセンター*や老人福祉センター*などの活動において高齢者のニーズに応える生涯学習機会の提供を図るとともに、京都 SKY センター*などの関係機関との連携に努めます。	継続
生涯学習施設のバリアフリー*化	乳幼児を抱えた保護者、高齢者、障がい者など、誰もが利用しやすいことに配慮した生涯学習施設・設備の改善整備を図ります。	継続

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

■課題認識

生きがいのある充実した生活を送るため、また、心身の健康づくりのため、高齢者や障がい者などすべての市民が、自分に合った文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動などに参加できる環境づくりが必要です。

■基本方針

すべての市民が高齢や障がいなどに関わらず、生きがいと自己実現、充実した生活を送るため、文化芸術・スポーツ・レクリエーションの場や人それぞれの状態に対応した施設の確保を図るとともに、その活動を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援	高齢者や障がい者などを含めたすべての市民が、文化芸術活動に参加できるよう、施設環境や活動内容に配慮するとともに、ガイドヘルパーの養成・派遣を進めます。 スポーツのさかんなまちとして、すべての人がそれぞれのライフステージに合わせて身近にいつでもスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ活動を支援します。	継続
指導者の育成	高齢者や障がい者のニーズを把握し、高齢者や障がい者などに合った文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の場づくりに努め、その指導者の育成を図ります。	継続
文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備	高齢者や障がい者のニーズを把握し、コミュニティセンター*や老人福祉センター*をはじめ、利用しやすい文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備に努めます。	継続

3 快適で安全なまちづくり

■施策体系

3 快適で安全なまちづくり

(1) 福祉のまちづくり

- 住みよい福祉のまちづくりの推進
- 福祉のまちづくりに関する理解の促進
- 公共施設の点検、改修の推進
- 公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進

(2) 交通環境の整備

- 鉄道駅等及び駅周辺環境の整備
- 移動・交通手段の確保
- 道路の安全性、快適性の確保

(3) 住環境の整備

- 高齢者、障がい者向け住宅改修の促進
- グループホーム*等の整備促進
- 高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進

(4) 防災・防犯等の体制の整備

- 防災知識の普及
- 災害時の支援体制の構築
- 防犯知識の普及
- 消費生活の保護や相談の推進
- 子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進

(1) 福祉のまちづくり

■課題認識

市民アンケート調査では、本市の今後の福祉のあり方について、市民の意識は「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が66.3%（前回72.0%）と、地域での支え合うことへの意識が高い結果でした。

高齢者や障がい者などが自立した社会生活を送るためには、安心して快適に暮らすことのできる都市環境が整備されていることが必要です。

■基本方針

社会生活に深く関わる分野全般にわたって連携を図りながら、バリアフリー*とユニバーサルデザイン*の考え方に基づいて、総合的に福祉のまちづくりを進めます。

このため、施設面とともに、高齢者や障がい者などと共に生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりに関する理解の促進に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
住みよい福祉のまちづくりの推進	多くの市民が利用する公共施設、公益施設などについて、誰もが利用しやすく配慮したものとなるように、住みよい福祉のまちづくりを推進します。	継続
福祉のまちづくりに関する理解の促進	バリアフリー*とユニバーサルデザイン*の考え方や、高齢者や障がい者などと共に生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりに関する理解を促進します。	継続
公共施設の点検、改修の推進	高齢者や障がい者などをはじめ不特定多数の市民が利用する公共施設について、施設の点検及び改修を実施し、ユニバーサルデザイン*の取り組みを推進します。	継続
公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進	共助の重要性の観点から、不特定多数の市民が利用する公共施設、公益施設などにおいて、人的介助の大切さと適切な方法などの普及と推進を図ります。	継続

(2) 交通環境の整備

■課題認識

高齢者や障がい者などが安心して自立した社会生活を送るためには、公共施設の整備だけでなく、高齢者や障がい者などに配慮した移動・交通手段が確保されていることが必要です。

■基本方針

高齢や障がいなどに関係なく、すべての人にとって「やさしいまち」をめざし、バリアフリー*とユニバーサルデザイン*に基づいた交通環境の整備に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
鉄道駅等及び駅周辺の環境整備	鉄道駅のバリアフリー*化や駅周辺の整備などについて、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備に取り組みます。	継続
移動・交通手段の確保	路線バスの運行など、持続可能な移動・交通手段の確保に取り組みます。	継続
道路の安全性、快適性の確保	市内外の移動を安全で快適なものにするため、幹線道路や生活道路などの道路交通体系の整備を進めるとともに、誰もが安心して利用できるよう環境整備を進めます。	継続

(3) 住環境の整備

■課題認識

高齢者や障がい者などに配慮した住環境は、本人の自立した生活の継続を支え、転倒・骨折などを未然に防止することに役立ちます。

また、ライフスタイルが多様化している中で、住宅だけでなくグループホーム*など、高齢者や障がい者などの多様な住まいの確保が求められます。

■基本方針

高齢者や障がい者などすべての人にとって「やさしいまち」をめざし、行政をはじめ、生活関連分野の関係者、市民が協力し、バリアフリー*とユニバーサルデザイン*に基づいた住環境の整備や住まいの場の確保に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
高齢者、障がい者向け住宅改修の促進	高齢者や障がい者などが自立した生活を継続できるよう、介護・福祉サービスや住宅改良相談事業などを活用し、適切な住宅改修を促進します。	継続
グループホーム*等の整備促進	高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム*などの施設整備を促進します。	継続
高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進	サービス付き高齢者向け住宅などの活用によって、高齢者や障がい者などの多様な住まいの確保を促進します。	継続

(4) 防災・防犯等の体制の整備

■課題認識

防災・防犯など地域における安心・安全の確保が強く望まれている中で、子どもや高齢者、障がい者などを被害から守るため、災害発生時などにおいて、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者*への支援体制の確立が必要です。

また、関係機関などとの役割分担及び連携強化により、見守りと安心のネットワークの整備を推進する必要があります。

■基本方針

市民一人ひとりが安心して生活を送ることができる安心・安全なまちづくりとして、防災、防犯や要配慮者*の支援の面で地域住民と市、学校、消防、警察などが連携する見守りと安心のネットワークづくりを推進します。

災害時の要配慮者*への支援体制を構築するとともに、安心・安全のための各種防災情報などの提供に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
防災知識の普及	日頃からの災害に対する備えや万が一のときの避難の対策などを記載した、防災対策に関するわかりやすいマニュアルを作成し、市民に提供します。	継続
災害時の支援体制の構築	<p>災害発生時などにおいて、要配慮者*が安心して避難することができるよう、関係行政機関や自主防災組織、さらには地域防災リーダー*などを中心とした地域の連携により、災害時の要配慮者*への支援体制を構築するとともに、避難支援訓練などを行います。</p> <p>要配慮者*の特性に合わせた支援を行う福祉避難所*の確保に向け、取り組みを進めます。</p> <p>また、災害時に即時対応できるよう災害ボランティアセンター*の運営の訓練を行います。さらに、災害時に避難行動要支援者*の避難支援などを迅速かつ的確に行うための「個別計画」作成の取り組みを進めます。</p>	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
防犯知識の普及	地域の安全を守るための取り組みや備えなど、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めます。	継続
消費生活の保護や相談の推進	<p>悪質な訪問販売や契約行為などの注意を喚起するため、「くらしの110番」を広報紙に掲載するとともに、消費生活講座を実施するなど、消費生活の知識の向上、啓発を行います。</p> <p>また、消費生活相談員や多重債務相談員*による相談をはじめ、相談内容によって弁護士の紹介など相談事項が解決できるよう努めます。</p>	継続
子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進	関係機関や地域との連携によって、子どもや高齢者、障がい者の見守りと防犯対策、交通安全の推進を図ります。	継続

4 多様な福祉サービスがあるまちづくり

■施策体系

4 多様な福祉サービス があるまちづくり

(1) サービス提供事業者の確保・育成

- 保育サービスの充実
- 障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成
- 介護保険サービス事業者の確保・育成
- 地域密着型サービス*の充実
- 高齢者生活支援サービス事業の推進

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

- 福祉人材の育成
- 福祉人材の確保
- 介護職員の資質の向上
- 介護相談員*の派遣

(3) 共助による福祉サービスの充実

- ファミリー・サポート・センター*、昼間里親制度*の推進
- 住民参加型相互援助サービス*事業の支援
- 社会福祉を目的とする多様なサービスの推進
- 地域生活課題の解決に関する支援体制の整備

(1) サービス提供事業者の確保・育成

■課題認識

市民が適切なサービスを利用できるよう、保育サービス、介護保険サービス、高齢者生活支援サービス、障がい福祉サービスなど、本市の各種福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者の確保・育成に努める必要があります。

■基本方針

日常生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりを進めます。

このため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保・育成を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
保育サービスの充実	市民ニーズに対応した多様な保育サービスや学童保育の充実を図ります。	充実
障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成	障がい児・者の自立した生活の維持を支援する多様な在宅サービス・施設サービスを提供する障がい福祉サービス事業者の確保・育成を図ります。	継続
介護保険サービス事業者の確保・育成	介護予防や介護を必要とする高齢者の自立した生活の維持を支援する多様な在宅サービス・施設サービスを提供する介護保険サービス事業者の確保・育成を図ります。	継続
地域密着型サービスの充実	介護保険サービスの中でも、重要課題である認知症ケアや地域包括ケア*の推進の基盤となる地域密着型サービスの充実を図ります。	充実
高齢者生活支援サービス事業の推進	高齢者の自立した生活の維持を支援する多様なサービスを提供する高齢者生活支援サービス事業の推進を図ります。	継続

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

■課題認識

市民のニーズに対応し各種福祉サービスの質を高めるため、福祉に携わる人材の育成やサービスの質の向上のための取り組みを進める必要があります。

■基本方針

福祉に携わる人材の育成を図ります。

また、関係機関の専門員との連携を強化するとともに、利用者の声を反映させることなどによってサービスの質の向上を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
福祉人材の育成	研修情報や研修機会を提供することにより、福祉に携わる人材の育成を進めます。	継続
福祉人材の確保	人材のすそ野の拡大を進めることにより、多様な人材を求めるとともに、働きやすく魅力ある福祉の職場づくりに努めることにより人材の確保と定着を図ります。	継続
介護職員の資質の向上	京都府や関係機関の専門員と連携しながら、ホームヘルパーなど介護職員の資質の向上を図るため、研修機会の提供に努めます。	継続
介護相談員*の派遣	介護保険施設などに入所・通所している人を訪れ、サービスの実態を把握し、利用者と事業者の橋渡しをする役割を持っている介護相談員*について、研修などによる資質の向上を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。	継続

(3) 共助による福祉サービスの充実

■課題認識

地域福祉においては、サービス提供事業者だけでなく、市民の共助によって成り立っている福祉サービスも重要な役割を担っています。

また、さまざまな制度改正によって地域福祉に関する構造改革が進められる中、制度的なサービスを補い、ぬくもりのあるまちづくりを推進するためには、共助による福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会*」の実現が求められています。

■基本方針

地域住民の相互援助による社会制度を補完する事業の推進や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
ファミリー・サポート・センター*、 昼間里親制度*の 推進	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を 会員とし、会員同士が相互援助活動を行うファミリー・ サポート・センター*や昼間里親制度*を推進します。	継続
住民参加型相互 援助サービス*事 業の支援	制度的なサービスの対象外となる人たちが安心して暮 らせる地域づくりへ向けた社会福祉協議会*による住民 参加型相互援助サービス*事業を支援します。	継続
社会福祉を目的 とする多様なサ ービスの推進	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、地域に おける公益的な取り組みを行う事業者による社会福祉を 目的とする多様なサービスの提供を推進します。	新規
地域生活課題の 解決に関する支 援体制の整備	地域共生社会*の実現に向けて、地域における生活課題 解決のための体制整備や包括的・総合的な相談支援の体 制整備を推進します。	新規

5 総合的な地域ケア*システムの構築

■施策体系

5 総合的な地域ケア*システムの構築

(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

- 保育所の施設整備及び効率的運営
- 障がい児・者福祉施設の整備
- 高齢者福祉施設の整備
- 老人福祉センター*の改修整備
- コミュニティセンター*の運営
- 福祉センター*の利用促進
- 校区社協*の拠点づくり支援

(2) 相談・情報提供体制の構築

- 地域子育て支援センター*事業の推進
- 市役所等での相談業務の推進
- 地域包括支援センター*での相談業務の推進
- 障がい児・者相談支援事業*の推進
- 地域での相談体制の確保
- 情報収集・情報提供の推進
- 生活困窮者自立支援の推進
- 自殺対策の推進

(3) 総合的なケア体制の充実

- ケアマネジメント*による障がい者支援の推進
- 障がい児・者の相談支援ネットワークの推進
- 保健・医療・福祉の連絡調整の推進
- サービス事業者の連携
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）*への支援
- 地域包括ケア*の推進

(4) 権利擁護

- 日常生活自立支援事業*の支援
- 成年後見制度*の周知と利用支援

(5) 見守りセーフティネットの充実

- 児童虐待の防止と保護体制の充実
- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進
- 学校安全対策の推進
- 地域における見守り体制の強化

(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

■課題認識

各種保健福祉関連施設の整備とその利用促進を図るとともに、地域で育まれてきた福祉に関する組織や団体などが力を発揮できるような環境づくりに努める必要があります。

■基本方針

保健福祉関連施設の計画的な整備と効率的な運営を進めるとともに、既存施設など社会資源の利用を促進します。

また、福祉活動を展開する組織や団体などが、その活動の拠点として社会資源を活用することを支援するとともに、新たな拠点の確保を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
保育所の施設整備及び効率的運営	施設の老朽化への対応を進めます。また、保育所のさらなる効率的な運営を図るとともに、多様な保育サービスを展開します。	継続
障がい児・者福祉施設の整備	障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム*をはじめ、障がい者福祉施設の整備を支援します。	継続
高齢者福祉施設の整備	介護老人福祉施設*や地域密着型サービス*など、高齢者福祉施設の整備を支援します。	継続
老人福祉センター*の改修整備	高齢者の生きがいづくりなどの拠点である老人福祉センター*の改修整備を計画的に進めます。	継続
コミュニティセンター*の運営	市民や団体の活動の拠点として、コミュニティセンター*の円滑な運営と利用促進を図ります。	継続
福祉センター*の利用促進	福祉活動の中心となる場として福祉センター*の利用促進を図ります。	継続
校区社協*の拠点づくり支援	校区社協*の拠点の確保と校区社協*の活動を支える人材の育成を支援します。	充実

(2) 相談・情報提供体制の構築

■課題認識

市民のさまざまな生活課題に対応し、気軽に相談できる場所や人が身近に存在していることが、日常生活の安心につながります。また、複雑・多様化の傾向にある福祉課題を受け止めるため、地域での相談体制の確保とともに専門的な相談支援事業*の推進が必要です。

特に近年、社会経済環境の変化や雇用形態の多様化などにより、生活困窮に陥っている人の増加が見られます。これらの人の多くは、単に仕事に就けないだけでなく、さまざまな課題を抱えている場合があり、就労に関する支援だけでなく、その人に適した支援が提供できる支援事業の推進や相談支援体制の確保が必要です。

そして、地域で自立して生活するために、必要な各種サービスに関する情報が広く行き渡る環境が必要です。

また、全国では毎年3万人を超える人が自殺により命を絶っている状況があります。自殺は個人的な問題だけでなく、その背景に社会的要因や健康問題などさまざまな要因が存在することをふまえ、対策には総合的に取り組む必要があります。地域においては、自殺のサインに早期に気づき対応できるような普及啓発や相談支援体制の充実が必要です。

■基本方針

相談窓口や相談支援体制の確保、相談機能の強化を図るとともに、民生委員・児童委員*、関係機関などとの連携の強化を図ります。

誰もが、必要とするサービスに速やかにアクセスできるよう市民にわかりやすい情報提供に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
地域子育て支援センター*事業の推進	子育て家庭への支援を行う身近な拠点として、また気軽に相談できる場として、交流事業や子育て支援講座を推進します。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
市役所等での相談業務の推進	<p>市役所や保健センターなどで、市民の相談や苦情に的確に答えられるよう、関係各課の連携強化を図るとともに、市民の立場に立った相談対応に努めます。</p> <p>また、今後、さらに複雑・多様化する市民の保健福祉に関するニーズに的確に対応し、市民が必要としている各種サービスにつなげていけるよう、引き続き専門知識をもった職員を配置します。</p>	継続
地域包括支援センター*での相談業務の推進	<p>地域における高齢者などの総合相談窓口である地域包括支援センター*について、各センターが相談などに対応できるよう運営の安定を図ります。</p>	継続
障がい児・者相談支援事業*の推進	<p>障がい児・者相談支援事業*などを核に、市と相談支援事業*者を中心に相談体制を推進します。</p>	継続
地域での相談体制の確保	<p>市民への支援や必要な情報交換を促進するため、民生委員・児童委員*、関係機関、関係団体などとの連携を図ります。</p> <p>さらに、地域で市民を支援する地域福祉の推進や、関係機関との連携を図るため、民生委員・児童委員*の活動を支援します。</p>	継続
情報収集・情報提供の推進	<p>地域福祉関連情報について、市民にわかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>また、サービス事業者、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*などとの連携により、重層的な情報提供に努めます。</p>	継続
生活困窮者自立支援の推進	<p>生活困窮者の経済的な自立のみならず、日常生活及び社会生活における自立のため、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。</p>	新規
自殺対策の推進	<p>自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進します。</p>	新規

(3) 総合的なケア体制の充実

■課題認識

高齢者や障がい者などすべての人にとって、それぞれのライフステージに応じた、専門的で総合的な相談支援の体制整備が必要です。

また、市民の相談から適切な保健福祉サービス利用まで円滑につながるためには、関係部署・関係機関の速やかな連携体制が必要です。

■基本方針

高齢者や障がい者などすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な相談支援の体制整備を図ります。

そのため、相談支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連絡調整を推進するとともに、サービス提供事業者や相談支援専門員相互の連携を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
ケアマネジメント*による障がい者支援の推進	自立した生活を継続するために、有効なサービスを利用できるよう障がい者のケアマネジメント*の推進を図ります。	継続
障がい児・者の相談支援ネットワークの推進	地域の関係機関の連携を推進するとともに、その中核的役割をなす障がい者自立支援協議会*の活性化を図ります。	継続
保健・医療・福祉の連絡調整の推進	保健・医療・福祉の一体的なサービスを提供するため、相互の連絡調整を推進します。	継続
サービス事業者の連携	主に市内で障がい児・者へのサービス、介護サービスを提供する事業者の連携を支援します。	継続
介護支援専門員（ケアマネジャー）*への支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）*の業務が適切に行えるよう、情報提供や研修を行うとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）*による連絡会への支援を行います。	継続
地域包括ケア*の推進	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供する地域包括ケア*を推進します。	充実

(4) 権利擁護

■課題認識

高齢者や障がい者などが福祉サービスを利用し、安心して自立した生活を送れるよう、サービス利用者の権利を擁護する事業の充実が必要です。

■基本方針

高齢者や障がい者などが安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用を援助する事業の推進、成年後見制度*の周知と利用の促進を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
日常生活自立支援事業*の支援	高齢者や障がい者などが適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分でない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助などを行う福祉サービス利用援助事業*を支援します。	継続
成年後見制度*の周知と利用支援	高齢者、知的障がい者や精神障がい者などにとって有効なセーフティネットのひとつである成年後見制度*の利用を促進するため、広報など普及活動の充実を図るとともに、成年後見制度*の利用を助成します。	充実

(5) 見守りセーフティネットの充実

■課題認識

市民一人ひとりが安心して生活を送れるよう、地域を中心とした見守り活動や虐待防止のネットワークの拡充が必要です。そのため特に、山城ふるさとを守る活動に関する協定への参加事業者の増加に向けた取り組みや、乳幼児虐待の予防に視点をおいた子育て家庭への訪問、子育てによるストレスの軽減、母と子の絆を深める親子のふれあいの場づくりなどが必要です。

■基本方針

地域を中心としたネットワークにより、日常生活上何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者などを見守る体制を充実します。

子どもや高齢者、障がい者の虐待を防止するための取り組みを充実します。また、虐待防止ネットワークの効果的な展開を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
児童虐待の防止と保護体制の充実	<p>子どもの虐待防止を図るために、家庭児童相談室*を窓口として、子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）*などの関係機関と連携しながら虐待兆候の早期発見に努めるとともに、しつけなどの家庭教育の悩みや子育てに関わるさまざまな問題の相談窓口の充実に努めます。</p> <p>また、虐待被害にあった子どもに対して、救済・保護・支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会*における関係機関の連携により、虐待防止ネットワークの効果的な展開を図ります。</p> <p>さらに、加害保護者へのケアを行うことができるよう、医療機関などの関係機関との連携によるケア体制の充実に努めます。</p> <p>虐待予防の一環として、こんにちは赤ちゃん事業*や養育支援訪問事業*を実施し、子育てに関する相談や情報提供を行います。</p>	充実

施策名	施策の内容	今後の方向
高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進	高齢者や障がい者の虐待防止へ向けて、その実態把握や早期発見・早期予防、サービス・制度・機関へのつなぎ、見守りなどを行うため、地域の関係者や関係機関のネットワーク活動の活性化を図ります。	充実
学校安全対策の推進	中学校ブロックを単位とした学校・地域連携推進委員会が組織され、学校、地域、各種団体の連携のもとに、学校における安全対策の強化、登下校時の安全確保、不審者情報提供のための防犯メール、地域における安全パトロールや車による青色防犯パトロールなど、児童生徒の安全確保の取り組みを進めます。	継続
地域における見守り体制の強化	高齢者などの孤立防止や安否確認などについて、民生委員・児童委員*をはじめ、民間事業者や自治会、ボランティアなどの協力を得ながら、地域における見守り体制の強化に向けた取り組みを進めます。	充実

第5章

計画推進のために

本計画の推進にあたっては、城陽市が主体となりながら、国・京都府・近隣市町と連携を図るとともに、広く市民や関係者などの民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

1 庁内の計画推進体制

福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長を委員とする「地域福祉推進委員会」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や京都府との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整・要請にあたります。

2 市民参加による計画推進体制

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療機関関係者、福祉施設関係者、地域福祉関係者などにより組織されている「地域福祉推進会議」を核にして、計画の進捗状況の点検を行うとともに、事業の推進にあたっての調整を図ります。

3 地域福祉推進基盤の確立

高度情報化、少子高齢化、核家族化の進展などにより、近隣関係や地域での人間関係が弱まりつつあることから、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域福祉社会の形成に向けて、城陽市社会福祉協議会*活動・校区社協*活動、民生委員・児童委員*活動及びボランティア活動をより一層支援し、地域福祉推進基盤の確立をめざします。

4 担い手の確保と養成

本計画を推進していくためには、各種施策の提供やコーディネートを行うための専門的人材の確保が必要です。このため、多様化・高度化する福祉保健ニーズに的確に応えられるような専門的マンパワーの確保に努めるとともに、日常生活での身近な助け合いにより生活支援を行えるようボランティアなどの発掘・養成に努めます。

資料編

資料1 城陽市地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「みんなで築く福祉のまちづくり」を基本目標とする城陽市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進及び、関連計画との一体的な推進を図るため、城陽市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の事業化に関すること。
- (2) 計画の事業進捗状況の点検に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) 関連計画との一体的な計画の推進に必要な事項
- (6) その他計画の推進に必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 保健医療機関の関係者
- (4) 福祉施設の関係者
- (5) 上記以外の各種団体の関係者
- (6) 行政機関の関係者
- (7) その他計画推進に必要と思われる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時委員として関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年（2014年）8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

資料 2 城陽市地域福祉推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

区分	委員名	団体名等	備考
学識経験者	上掛 利博	京都府立大学 公共政策学部	会長
	渡邊 郁代	学識経験者	
福祉団体の関係者	岩間 武	城陽市高齢者クラブ連合会	H29.9.8 から
	鈴鹿 義弘	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会	
	田島 茂	城陽市民生児童委員協議会	
	盛田 治	城陽市高齢者クラブ連合会	H29.9.7 まで
	芳川 敏博	城陽市身体障害者協会	
保健医療機関の関係者	梅川 常和	一般社団法人 宇治久世医師会	H29.9.8 から
	加藤 雅夫	京都府宇治久世歯科医師会	
	鎌田 圭司	一般社団法人 宇治久世医師会	H29.9.7 まで
	宮野前 健	独立行政法人国立病院機構 南京都病院	副会長
福祉施設の関係者	石田 實	社会福祉法人 城陽福祉会	
	磯 彰格	社会福祉法人 南山城学園	
	大隅 喜代志	介護老人保健施設 萌木の村	
	藤原 寛直	社会福祉法人 和光会 特別養護老人ホーム 梅林園	H28.8.26 から
上記以外の各種団体の関係者	足立 由紀夫	一般社団法人 京都府建築士事務所協会 城南支部	
	北尾 順彦	城陽市私立保育園連盟	
	西村 繁	城陽商工会議所	H28.9.1 から
	政田 英文	城陽商工会議所	H28.8.31 まで
行政機関の関係者	藤寄 美貴子	京都府山城北保健所福祉室	H29.3.31 まで
	宮崎 純子	京都府山城北保健所福祉室	H29.4.1 から
その他計画推進に必要と思われる者	新井 邦彦	公募市民	H29.9.7 まで
	入藏 紘子	公募市民	
	中村 俊雄	公募市民	H29.9.8 から

資料 3 地域福祉計画策定経緯

年月日	経緯
平成 28 年 10 月 6 日	平成 28 年度第 2 回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・ 城陽市地域福祉計画策定基礎調査の実施について
10 月 25 日	平成 28 年度第 1 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 城陽市地域福祉計画策定基礎調査の実施について
11 月 26 日～ 12 月 16 日	城陽市地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
平成 29 年 3 月 15 日	平成 28 年度第 2 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 城陽市地域福祉計画策定基礎調査の状況について
4 月 11 日～ 4 月 26 日	城陽市地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告書（案）に対する意見聴取（城陽市地域福祉推進委員会委員）
5 月 15 日	平成 29 年度第 1 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 城陽市地域福祉計画調査の結果報告について ・ 城陽市地域福祉計画策定の進め方について
7 月 10 日	平成 29 年度第 1 回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・ 第 4 期城陽市地域福祉計画の骨子（案）について
8 月 22 日	平成 29 年度第 2 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 第 4 期城陽市地域福祉計画の骨子（案）について
10 月 10 日	平成 29 年度第 2 回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・ 第 4 期城陽市地域福祉計画の原案について
11 月 14 日	平成 29 年度第 3 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 第 4 期城陽市地域福祉計画の原案について
12 月 14 日～ 1 月 12 日	第 4 期城陽市地域福祉計画（原案）に対する意見聴取（地域福祉関係団体）
12 月 20 日～ 1 月 19 日	第 4 期城陽市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメント*手続の実施

年月日	経緯
平成 30 年 1 月 24 日～ 2 月 2 日	第 4 期城陽市地域福祉計画（案）に対する意見聴取（城陽市地域福祉推進委員会委員）
1 月 29 日	平成 29 年度第 4 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 第 4 期城陽市地域福祉計画（案）について

資料 4 用語の説明

用語	説明
【 力行 】	
介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護支援事業所や介護保険施設に所属し、要介護者等からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な居宅、または施設のサービスが利用できるように、市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人。
介護相談員	介護保険施設等に入所・通所している人を訪れ、サービスの実態を把握し、利用者と事業者の橋渡しをする役割を持っている人。
介護老人福祉施設	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設。
家庭児童相談室	家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的として設置している相談窓口。家庭相談員などが相談に応じる。
京都 SKY センター	「人生 80 年時代」を支援するため、平成 2 年度に京都府などにより設立された第 3 セクター方式によるセンター。このセンターでは、健やかで（S）、快適で（K）、豊かな（Y）高齢社会の構築を支援するため、福祉をはじめ、保健・医療・就労・生涯学習・生涯スポーツ・文化・住宅など、高齢化対策の拠点として諸事業を行っている。
居宅介護	入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム	高齢者や障がい者に、入浴・排せつ・食事等の介護等の支援を行う共同生活のための住居。
ケアマネジメント	介護や援護を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結び付けるよう、関係機関等と連絡調整を行うこと。
校区社会福祉協議会（校区社協）	城陽市内の小中学校区を単位として、地区内の自治会や福祉・教育等関係団体、ボランティア、住民により自主的に設置されている任意組織。 城陽市社会福祉協議会と協力して地域住民が住みよいまちにするために福祉のことを考えたり、啓発活動や助け合い活動を行っている。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に何人の子どもを産むのかを推計したもの。
合理的配慮の提供	国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

用語	説明
子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を妊娠期から子育て期まで切れ目なく行うために、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、母子支援施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて支援を行う組織。
コミュニティセンター	市民の交流を深め、健康で文化的な生活を実現するための事業や、子どもの健全な育成を図り、豊かな社会性と情操を養うための事業、高齢者の憩いの場・社会参加の場を確保するための事業、文化芸術・社会活動のための事業を実施するための拠点。
こんにちは赤ちゃん事業	生後2箇月から4箇月の赤ちゃんがいる各家庭を訪問し、育児に関するさまざまな不安や悩みに対する相談や子育て支援に関する情報提供を行う事業。
【 サ行 】	
災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。平常時においては、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点となる。
サロン	地域住民が、生きがいや、元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士が交流したり、つながりを深める自主活動の場。
社会福祉協議会	<p>社会福祉法に基づき設置されている、営利を目的としない民間社会福祉団体（社会福祉法人）。</p> <p>小学校区ごとに校区社会福祉協議会が組織され、地域活動に応じた取り組みが行われている。地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、皆で考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、その活動を通して「だれでもが住みよいまちづくり」をめざしている。</p>
社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、社会福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う専門職。
住民参加型相互援助サービス	市民の参加と協力による会員組織を作り、城陽市社会福祉協議会*が実施している事業で、日常の家庭生活を営むのに支障があり、公的な福祉制度の対象とならない世帯に対する家事援助や介助支援活動などを提供するサービス。
障がい者虐待防止センター	障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行うセンター。
障がい者自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業*の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業*の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。

用語	説明
小規模多機能型居宅介護	1つの拠点で、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。
シルバー人材センター	定年退職後などに、おおむね60歳以上の高齢者が、自己の能力を活用して収入を得るとともに、自らの生きがいや社会参加が図れるよう、地域に根ざした仕事を提供するための機関。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立て、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。
相談支援事業	施設から地域での生活に移行する障がい者や、障がい福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行うサービス。
【 夕行 】	
多重債務相談員	消費者金融の利用者の中で多重債務に陥っている人の相談・支援体制の充実を図るため設置された相談窓口で対応する相談員。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域ケア	事業者・行政・住民が連携して高齢者や障がい者などを地域で支える支援。
地域子育て支援センター	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援などにより、在宅で子育てをしている親とその子どもに対して支援を行う拠点。
地域包括ケア	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
地域包括支援センター	高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、生活相談や虐待防止、介護予防ケアマネジメント*等、高齢者の生活を総合的に支援する機関で、地域における総合相談・支援、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、社会福祉士*、主任介護支援専門員*（主任ケアマネジャー）等を配置する。

用語	説明
地域防災リーダー	<p>防災に関する基礎的な知識や技術を身につけた者として自主防災組織が推薦し市長が委嘱した人。</p> <p>平常時は自主防災組織の育成活動、災害時は初期消火や負傷者の救出救護その他の防災活動を行い、自主防災組織による活動の中心を担う。</p>
地域密着型サービス	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護*、認知症対応型共同生活介護*、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の9種類が設定されている。</p>
【 ナ行 】	
日常生活自立支援事業	<p>高齢者や障がい者等が適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分でない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助等を行うもの。</p>
認知症対応型共同生活介護	<p>認知症高齢者グループホーム*において、比較的安定した認知症の状態の要介護者が入所して、共同生活の中で入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるもの。</p>
ノーマライゼーション	<p>高齢者や障がい者など、誰もが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。</p>
【 ハ行 】	
パブリックコメント	<p>政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。</p>
バリアフリー	<p>社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた状態をいう。一般的には障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。</p>
避難行動要支援者	<p>災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。</p>
避難行動要支援者名簿	<p>避難行動要支援者*について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者*の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施する際の基礎とする名簿。</p>
昼間里親制度	<p>3歳未満の保育の必要な児童を、昼間里親として登録された家庭に預かり、家庭的雰囲気の中で保育する制度。</p>

用語	説明
ファミリー・サポート・センター	育児について、援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、仕事や急な用事で子どもの世話ができないときなどに子育てを相互に助け合う制度。
福祉サービス利用援助事業	→日常生活自立支援事業
福祉センター	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るため、市民や各種の団体等が行なう集会や会議などのための場を総合的に提供する施設。
福祉避難所	要配慮者*のために特別の配慮がなされた避難所。高齢者や障がい者などの災害時の要配慮者*は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化等を原因とする関連死に至る事例が報告されている。
訪問介護	居宅でホームヘルパー等によって行われる入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話のこと。
ボランティア基金	ボランティア活動を継続していくために、安定した活動資金等を保証するために設けられた基金制度で、その運用益から活動資金の助成、広報・啓発活動、調査・研究等を行っている。
【 マ行 】	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれ地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。
民生児童委員協議会	民生委員・児童委員*の担当区域や各種事項の決定、職務の連絡統制、関係行政機関との連絡、民生委員・児童委員*の相互研修などの機能をもった組織。
【 ヤ行 】	
ユニバーサルデザイン	全ての人に利用可能なよう、製品や建物、サービスなどを設計・デザインすること。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすいデザインを取り入れておこうとする考え方。
養育支援訪問事業	養育力に課題のある家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。
要介護認定	被保険者が予防給付・介護給付を受けるための要件を満たしているかどうかを確認するために行うもので、介護認定審査会で認定が行われる。

用語	説明
要配慮者	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子ども及び特定妊婦の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織。
【 ラ行 】	
老人福祉センター	高齢者に対し各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための場を総合的に提供する施設。
【 A～Z 】	
NPO	<p>「NPO」とは「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。</p> <p>NPOはさまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。</p>

第4期城陽市地域福祉計画

平成30年（2018年）3月

発行：城陽市 福祉保健部

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話 0774-56-4030（直通）

FAX 0774-56-3999

Eメール fukushi@city.joyo.lg.jp